

# 福岡市非化石証書の共同購入事業 仕様書

この仕様書は、福岡市非化石証書の共同購入事業（以下「本事業」という。）の内容を示すものであり、本事業を実施する事業者（以下「協働事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

## 1. 事業名

福岡市非化石証書の共同購入事業

## 2. 事業目的

福岡市は、世界や日本がめざすカーボンニュートラルに積極的に貢献するため、国の目標よりも10年早い「2040年度 温室効果ガス排出量 実質ゼロ」を掲げており、目標の実現に向けては、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー由来電気等の利用拡大が必要である。

本事業は、再生可能エネルギーを利用しやすい環境づくりとして、市内の事業所、営業所等で使用する電力について、非化石証書を共同で購入することにより、安価かつ簡易に調達できる仕組みを提供し、再生可能エネルギー電気の利用促進に資することを目的とする。

## 3. 協定の締結

協働事業者は本事業の実施について、市と「福岡市事業所の非化石証書共同購入事業に係る協定」（以下、「協定」とする）を締結する。

## 4. 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和8年3月31日までとする。

ただし、本事業の実績等を勘案し、期間満了の1ヶ月前までに市、協働事業者のいずれからも書面による本事業の終了の申し出がないときは、同一条件で一年間延長することとし、以降も同様とする。

## 5. 事業内容

協働事業者は、次の内容について実施すること。

(1) 協働事業者は、自ら積極的に本事業の広報宣伝に努めるとともに、市が実施する広報宣伝を補助し、非化石証書の購入希望者を募集する。

募集に当たっては、非化石エネルギー源の種別（発電設備区分）と発電設備の所在地（都道府県単位）について、購入希望者が選択できるようにすること。

(2) 協働事業者は、購入希望者の非化石証書調達希望量を集約のうえ、一般社団法人

日本卸電力取引所（JEPX）の非化石価値取引市場（以下「取引市場」という。）における購入見込単価を決定する。

- (3) 協働事業者は、前項で決定した購入見込単価および最低手数料を購入希望者に示し、了承を得たうえで、購入希望者へ購入代金の支払いを求める。
- (4) 協働事業者は、取引市場から（2）で集約した非化石証書調達希望量に相当するFIT非化石証書を調達する。  
なお、購入希望者の了承を得た購入見込単価で調達できなかった場合は、購入希望者に対し協働事業者を支払う最低手数料を除く購入代金の全額を払い戻すこと。
- (5) 協働事業者は、調達した非化石価値を証書化し、購入希望者ごとに発行すること。

## 6. 事業の実施時期（目安）

FIT非化石証書調達・・・令和7年11月、その他市との協議で定める時期

## 7. 協働事業者が行う業務内容

- (1) 実施体制の構築及び統括責任者の選任
  - ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を実施すること。
  - イ 業務の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業に類似した業務（※1）に従事した経験があり、業務管理について責任を負える者を選任すること。  
※1 非化石証書の調達業務
- (2) 事業計画の策定等
  - ア 事業計画の策定に係る市場調査及び市場分析を行うこと。
  - イ 事業計画について、市と協議して策定すること。
  - ウ 事業スケジュールを作成すること。
- (3) 広報宣伝
  - ア 広報計画を策定し効果的な広報宣伝を行うこと。
  - イ 広報スケジュールの作成を行うこと。
  - ウ 広報内容について市と協議して定めること。また、広報に福岡市の名称等を用いる場合は、必ずその都度、市の了解を得ること。
  - エ 広報用の資料を市に提供し、市の広報に協力すること。
  - オ 本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の取材申込みがあった場合は、その対応について原則として事前に市の了解を得ること。
  - カ インターネット・SNS等を効果的に活用すること。
- (4) 説明会

4で定める事業内容に関して、説明会を開催すること。説明会の実施時期、対象者、説明内容、回数等は、市と協議の上、決定すること。

(5) 専用ホームページの構築及び運用等

ア 本事業に係る専用ホームページの構築、運用及びメンテナンスを行うこと。

イ 購入希望者の受付は専用ホームページを使用すること。

ウ 専用ホームページの構築、運用及びメンテナンスを行う場合は、7で定める内容を遵守すること。

(6) ライセンス契約及び著作権

ア ライセンス契約

(ア) システムの稼働に必要なソフトウェアのライセンス（使用許諾）の取得は、全て協働事業者の責任と負担において行うこと。なお、使用許諾に期限（月ごとのライセンス等）がある場合は、協定期間の満了日まで有効なライセンスを取得すること。また、協定期間が延長された場合は、ライセンスの延長など必要な措置を実施すること。

(イ) 全てのライセンス契約について、必要な権利の登録作業を行うこと。

イ 著作権

(ア) 専用ホームページに第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、市が特に使用を指示した場合を除き、協働事業者の責任と負担において、使用許諾に係る一切の手続きを行うこと。

(イ) 本事業における業務等により、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、協働事業者の責任と負担において一切を処理すること。

(ウ) 市は本事業の実施に伴い発生する著作権（財産権）（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）については、原則として著作者の許可を得ず、無償で行使することができることとする。

ウ その他の情報セキュリティ対策

打合せ等の際に、市に提供するデータや記録媒体については、必ずウイルスチェックを行うこと。その他、情報セキュリティの確保については、市の指示に従うこと。

(7) 問い合わせ対応

ア 問い合わせ及び苦情へ対応するための窓口の設置及び対応を行うこと。

イ 窓口で問い合わせ及び苦情に対応する者への研修を行うこと。

ウ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。

エ 市に対する問い合わせ及び苦情があった場合の対応を行うこと。なお、問い合わせ及び苦情が発生した日時、場所、内容等を記録し、市へ報告、引継ぎを行うこと。

オ 窓口以外の問い合わせ及び苦情について対応すること。

カ 窓口業務の実施に当たっては、責任者を選任すること。責任者は、業務を主導する立場として、窓口事業に従事した経験があること。

(8) アンケートの実施

購入希望者に対し、本事業に関するアンケート調査を実施すること。調査内容は市と協議の上、決定すること。

(9) 事業実施の経費

本事業に要する経費は、協働事業者の責任において負担すること。

## 8. ホームページ仕様

(1) 基本的事項

ア 日本国内で通常利用されているブラウザおよびOS等でパソコン・スマートフォンを問わず、支障なく利用できること。また、利用者が閲覧するために、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムであること。

イ ホームページは完全SSL・TLS化すること。

ウ ウェブアクセシビリティに配慮された設計仕様であること。

エ メンテナンス作業等を除き、常時システムの利用が可能であること。

(2) デザイン

ア 標準化・統一化された全体構成で、情報が探しやすく、使いやすさなどに利用者のユーザビリティ等を考慮したデザインとすること。

イ 福岡市公式ホームページへのリンクを作成し、誘導すること。

ウ サイトの運営ポリシーを掲載すること。

エ 画面印刷について配慮すること

オ 他者の知的財産権を侵害しないこと。

カ ホームページ政策にあたって取材、撮影、素材購入が必要な場合、その際に発生する経費は協働事業者が負担すること。

(3) システム要件

ア ホスティングサーバは信頼性が高く、かつ、実績のあるサーバであること。なお、サーバは協働事業者が管理すること。

イ ハードディスクの容量は必要かつ十分な容量とし、コンテンツ数やアクセス数等が増加した場合においても、将来的な拡張が容易な構成とすること。

エ システムのセキュリティ対策については、改ざんや機密情報の漏洩を防止するため、最新の情報を基に万全な対策を実施すること。

オ サーバ内のデータは、障害が発生した場合に速やかな復旧ができる体制をとること。また、サーバの保守管理は協働事業者が行い、構築年度のバックアップ及び管理に係る費用は協働事業者が負うこととする。

カ システムに脆弱性が発見された際には対応を実施すること。

キ システムの管理画面は、ID/パスワードによるログイン機能付与等によりセキュリティを確保すること。

ク ホームページに障害が発生した際には、速やかに多作を講じること。

## 9. 実績報告書の提出

協働事業者は、次の事項について、以下の期日までに市に提出すること。ただし、何らかの理由により協定期間内に終了せず、市と共同事業者、両者の合意の上で協定が延長された場合にあっては、延期された協定の最終日の30日前までとする。

(1) 令和8年2月27日（金）まで

実績報告書（事業の実施状況、広報の実績等）

(2) 令和8年3月31日（火）まで

広報に係る作成物及びその電子データ、アンケート調査の結果等

## 10. その他

(1) 協働事業者は、業務の履行にあたり、定期的に、また業務の進捗状況に応じ、市と必要な協議等を行うこと。

(2) 協働事業者は、本業務の準備状況及び進捗状況について市に随時報告すること。

(3) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、協働事業者は直ちに市と協議を行い、その指示に従うこと。